

土総第947号
平成28年3月14日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島根県土木部土木総務課長
(土木総務課建設産業対策室)

「工事費内訳書の取扱いの一部改正について」の取扱いについて

標記について、下記のとおり経過措置を終了しますので参考のためお知らせします。貴会におかれましては、取扱いについて会員の方々に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 請負対象額1,000万円未満の工事に係る経過措置の終了について

平成27年4月16日付け土総第83号「工事費内訳書の取扱いの一部改正について（通知）」記6「経過措置期間」で設けた経過措置については、平成28年3月31日までに入札公告又は指名通知を行う工事をもって、終了する。

土 総 第 8 3 号
平成27年4月16日

総務部営繕課長 様
防災部消防総務課長 様
隠岐支庁農林局長 様
隠岐支庁水産局長 様
隠岐支庁県土整備局長 様
農林水産部各課長 様
各農林振興センター所長 様
各水産事務所長 様
土木部各課長 様
各県土整備事務所長 様
浜田河川総合開発事務所長 様
浜田港湾振興センター長 様
出雲空港管理事務所長 様
宍道湖流域下水道管理事務所長 様

土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)

工事費内訳書の取扱いの一部改正について（通知）

建設工事の入札時に提出する工事費内訳書の取扱いについては、平成23年2月1日付け土総第967号により通知しているところですが、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が平成26年6月4日に公布され、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正されたことに伴い、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

島根県においても、適切な見積による入札をさらに進めるとともに、ダンピング受注の防止及び談合等の防止のため、下記のとおり取り扱うこととしましたので、適切な運用をよろしく願います。

なお、本通知により平成23年2月1日付け土総第967号は廃止します。

記

1. 工事費内訳書の提出対象工事

発注する全ての建設工事で工事費内訳書の提出を求める。

2. 工事費内訳書の審査

落札候補者の工事費内訳書について、下記4の審査基準により無効となる内容ではないかを審査する。無効となった場合は次順位者を落札候補者として、同様の審査をし、落札候補者を決定する。

3. 審査対象

原則、落札候補者のみを審査し、他の応札者は審査しない。

ただし、落札候補者が次順位のものへ移行した場合は、次順位者のみを対象とする。

4. 審査基準

審査対象者の工事費内訳書が次のいずれかに該当する場合はその者が行った入札を無効とする。

- (1) 工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの
- (2) 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの
- (3) 端数調整を行っているもの
- (4) 設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としているもの（建築関連工事を除く。）
- (5) 値引き表示のあるもの
- (6) タテヨコ計算に違算があるもの
- (7) 設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。）のもの（建築関連工事を除く。）

5. 指名競争入札の取扱いについて

指名競争入札における工事費内訳書の審査及び落札決定の流れは以下のとおりとする。

- (1) 指名通知の際、指名通知書に工事費内訳書が必要な工事である旨を明記する。
- (2) 入札案件をPPIに登録する際、別紙1「工事費内訳書記載上の注意事項」及び別紙2「工事費内訳書の記載例」を添付する。
- (3) 開札後、全案件で一時入札を保留し、工事費内訳書の審査を行う。
- (4) 落札者決定に必要な工事費内訳書確認終了後、速やかに落札決定を行う。
- (5) 工事費内訳書確認で不備があれば、一般競争入札と同様に対応する。

6. 経過措置期間

- (1) 請負対象金額1,000万円未満の工事に限り、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間を経過措置期間として設定する。
- (2) 経過措置期間中は、上記4の規定にかかわらず、以下の基準により審査を行い、基準を満たさない工事費内訳書は無効とする。
 - ① 工事費内訳書の合計金額と、入札書の金額が一致しないもの
 - ② 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの
 - ③ 「直接工事費」、「共通仮設費計」、「現場管理費」、「一般管理費等」の合計が「工事価格」と一致しないもの

④設計図書である工事数量総括表で数量欄に記載のある項目の「単価」「金額」が未記入であるもの（建築関連工事を除く。）

(3) 経過措置期間中は、上記3の規定にかかわらず、原則全業者の内訳書を確認することとし、不備がある内訳書を提出した業者に対しては、総括監督員等から口頭又は文書により指導を行うこととする。

7. 適用日等

平成27年4月16日以降に入札公告又は指名通知を実施する工事から適用する。